

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第3号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

開示の求めをした本人から、視聴者部が平成23年2月9日付で本人に送付した手紙に「以前、視聴者部の職員が、ご自宅を訪問するなどしていたことから、その経緯をコールセンターの管理者に伝えていました」と記載していたことから、記載部分に係る「視聴者部が保有している本人に関する個人情報」の開示の求めがあった。

NHKは、本人が求める保有個人データは存在しないとして不開示とした。

これに対して本人から、「手紙を、もう一度読んで下さい。」などとして再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKが開示の求めの対象としている個人情報は、NHKの個人情報データベースを構成する個人データである。ここでいう個人情報データベースとは、特定の個人情報を電子計算機で検索できるように体系的に構成したもの、または一定の整理をすることによって特定の個人情報を容易に検索できるように構成したものである。

開示を求めた本人の自宅をNHK職員が訪問した経緯の情報等は、個人情報データベースに保存していないので、該当する保有個人データは存在せず開示することはできない。

3 審議委員会の判断

開示の求めに係る保有個人データは存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成23年6月 8日 (第138回審議委員会) 個人情報第3号諮問

6月27日 (第139回審議委員会) 審議

7月19日 (第140回審議委員会) 審議、答申